

令和5年5月8日

町内幼稚園・
小中学校(園) 保護者の皆様

田原本町教育委員会
教育長 山田 忠志

5類感染症への移行後の学校(園)における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は本町教育行政にご協力いただきありがとうございます。

新年度が始まり1ヶ月が過ぎました。お子様におかれましては、新しい学級に慣れ、毎日元気に登校(園)していただいていることと思います。3年前より新型コロナウイルス感染症対策のため制限をかけておりました学習活動もこの4月よりほぼ制限を外して進めております。コロナ禍の中、保護者の皆様方には園・学校運営にご心配もあったかと思いますが、あたたかく見守っていただいたおかげで、子どもたちとともにそれぞれ園や学校で過ごすことができました。本当にご協力ありがとうございました。

さて、4月28日付けで「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」と「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」が文部科学省より、続いて県より通知されました。田原本町としまして、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて、下記の通り通知させていただきます。

記

【出席停止について】

<出席停止の取扱い>

- ・感染者については、出席停止の措置を講じる。

<感染者の出席停止期間>

- ・「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。
(発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算)
- ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該園児児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。
- ・出席停止期間を経て、登校(園)するに当たっては、学校(園)に陰性証明を提出する必要はない。

<濃厚接触者の取扱いについて>

- ・濃厚接触者としての特定は行われない。
(同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した園児児童生徒等)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

<学級閉鎖等について>

- ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合、学級閉鎖とする。(連続する5日間に同学級在籍者の2～3割程度が罹患した場合)
- ・学級や学校(園)全体の感染者や感染拡大状況を把握して、児童生徒等への影響を踏まえて判断する。
- ・複数の学年を閉鎖し、かつ、学校(園)内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校(園)全体の臨時休業を実施する。

【マスクの着用について】

○園児児童生徒及び教職員については、学校(園)教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。

※感染リスクが高い学習活動や場所、感染症が流行している場合などは、マスクの着用を促すことはできるが、着用を強いることのないようにする。

【消毒について】

○給食準備前に配膳台を消毒する。消毒する際は、机上が乾いている状態で消毒をする。

※園児児童生徒の机の水拭きは、当番活動等で行う。

○日常的な消毒は不要とする。

【手洗い等の手指衛生の指導】

○接触感染の仕組みについて園児児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにするとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを指導する。

※登校(園)時・外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など

【健康観察について】

○健康観察表(検温表)の提出を求めない。

○健康観察については、毎朝口頭及び目視において観察する。

※体調不良を訴える園児児童生徒については、様子を見ながら早退や休息等の対応をとる。

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校(園)しないことの周知や呼びかけをする。

【給食について】

○食事の前後の手洗いを徹底する。

○大声での会話は控えるや、飛沫を飛ばさないように注意する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

【換気について】

○常に2方向の換気をする。

【学校(園)行事について】

○感染状況によるが、学校(園)行事の制限の必要はない。

【学習活動について】

○感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、児童生徒等の間に触れあわない程度の身体的距離を確保したりする。

○更衣室内での大声での会話を控えて更衣し、プール学習を行う。

【出席停止中における学習の確保】

○出席停止期間中も体調がよく学習できるならば学習できるように、ICTを活用するなどして学びの場の保障を行う。